

## 警報が発表された場合等の措置について

暴風警報または各種の特別警報が発表された場合、以下のように対応します。

### 1 特別警報発表時

午前8時30分までに、京都府南部（京都・亀岡または南丹）に各種の特別警報が発表されているときは、休校とする。

※ 特別警報が解除され、いずれかの警報に切り替わった場合でも、休校とし、生徒は自宅待機とする。

### 2 学校所在地における避難指示等発令時

午前8時30分までに、亀岡市馬路町に避難勧告・避難指示が発令された場合は、休校とする。

### 3 暴風警報発表時

午前7時の時点で、京都府南部（京都・亀岡または南丹）に暴風警報が発表されているとき、生徒は自宅待機とする。午前10時30分までに解除された場合、以下の表のとおり授業を開始する。

警報解除時間	授業開始時間
8:30 までの解除	午前10時15分から出席確認後、3限より開始
10:30 までの解除	午後1時15分から出席確認後、5限より開始
10:30 時点で発表中	休校とする

#### <注意事項>

- 1 当日、学校からの連絡はありません。また、学校への電話は回線が混雑してかかりにくくなるため、各自でテレビ、インターネット等の気象情報を確認して判断するようにしなさい。
- 2 特別警報はすべての特別警報が自宅待機（休校）の対象となりますが、警報は「暴風警報」のみで、大雨警報や洪水警報は対象になりません。
- 3 登校後に暴風警報・特別警報が発表された場合は、状況に応じて、緊急下校・学校待機などの措置を取ります。（別途指示します。）
- 4 大雨、洪水等の可能性のある場合の登下校に際しては、次の点について注意すること。
  - (1) 増水した河川には絶対に近づかないこと
  - (2) 増水した道路側溝等に十分注意すること
  - (3) 土砂崩れ箇所、冠水道路等を避け登下校すること